

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和4年3月4日

沿岸広域振興局長 森 達也

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 高田松原商業開発協同組合

イ 陸前高田再開発株式会社

ウ 株式会社ツルハ

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 アバッセたかた 陸前高田市高田町字館の沖303番地1ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

イ 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(4) 変更の年月日 令和3年5月24日ほか

(5) 変更の理由

ア 換地処分による所在地の変更のため

イ 設置者の住所及び代表者の変更のため

2 届出年月日 令和4年2月17日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び陸前高田市役所